

企画競争説明書

業務名称：ペルー国地下鉄耐震構造設計の国家基準整備及びリマ都市交通計画アドバイザー業務

調達管理番号：20a00268

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項第3
特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年7月15日
独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年7月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ペルー国地下鉄耐震構造設計の国家基準整備及びリマ都市交通計画アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2020年9月～2021年10月なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約の第1期契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部契約第一課 早山
soyama.tsunenari@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】 社会基盤部
運輸交通グループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者

印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年7月27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年7月31日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年8月7日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出を原則とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃） b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
翻訳費：800,000円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) PEN1=30.7247円 b) US\$1=107.407円
 - c) EUR1=120.814円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- 1) 評価対象業務従事者について
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。
 - 1) 評価対象とする業務従事者の
担当専門分野 a) 業務主任者／耐震
基準 b) 構造設計
 - 2) 評価対象とする業務従事者の
予定人月数約 2.86 M/M
- 2) 評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。
 - 1) 若手育成加点本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。
 - 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%) 最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 5) 上記、1)～4)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年9月3日(木)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 *
- ⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部 (e-propo@jica.go.jp (**※アドレス変更**))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>) プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 耐震構造設計に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針
プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年1月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／耐震基準

➤ 構造設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／耐震基準）】 a) 類似業務経験の分野：耐震基準に係る各種業務 b) 対象国又は同類似地域：ペルー国及びその他全世界（本邦含む） c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 構造設計】 a) 類似業務経験の分野：構造設計に係る各種業務 b) 対象国又は同類似地域：ペルー国及びその他全世界（本邦含む）

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／耐震基準	(34)	(-)
ア) 類似業務の経験	13	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	-
ウ) 語学力	6	-
エ) 業務主任者等としての経験	7	-
オ) その他学位、資格等	5	-
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／	-	(-)
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力：構造設計	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

第3 特記仕様書案

1. 本業務の背景

ペルー国のリマ首都圏では、現在都市交通1号線（2011年6月開業。高架鉄道。バヨバル - ビジャ・エル・サルバドール間34.6kmを接続するもの。）が営業している。また、都市交通2号線（地下鉄。世界銀行等が支援。）の建設が進んでいるほか、今後3号線及び4号線（ともに地下鉄）の建設も予定されている。ペルーは大規模地震などの災害多発国であり、2007年8月にはリマ州南部及びイカ州で推定マグニチュード8.0の地震が発生し、死者600名以上、負傷者2,000人以上、住宅全壊約

52,000棟以上等の被害が出るなど、災害の発生リスクを抱えている。他方で、同国には地下鉄の耐震構造設計に係る国家基準（以下、地下鉄耐震基準）が存在しておらず、大規模地震のリスクに適切に対応するためにも、地下鉄耐震基準の策定は急務である。

日本は対ペルー国別開発協力方針にて、「経済社会インフラの整備と格差是正」及び「防災対策」を重点分野に掲げている。防災分野では「日本・ペルー地震防災センタープロジェクト」、「地震・津波減災技術の向上プロジェクト」、「災害復旧スタンダード・バイ借款」等を実施し、日本の自然災害にかかわるこれまでの経験を活用しながら、防災機関の能力強化、防災インフラ整備支援に取り組んできている。

また、都市交通分野では、2005年「首都圏都市交通計画調査マスタープラン」（以下「MP」）の策定を支援し、ペルー政府は当該MPを参考にリマ・カヤオ首都圏の都市交通インフラ整備等を進めてきている他、2013年には日本の支援で「首都圏都市交通基礎情報収集・確認調査」を実施し、MPの交通需要の更新及び首都圏の公共交通網を提案した。ペルー国運輸通信省（以下、「MTC」）はリマ首都圏の都市交通問題により効率的に対応するため、リマ・カヤオ鉄道公社、リマ市役所公共交通部門を統合し、2019年4月に都市交通公社を設立した。

上記背景のもと、2017年7月、ペルー政府より「地下鉄の耐震基準策定及びリマ都市交通計画に係る専門家派遣」が要請された。時期を同じくして、2017年10月に国土交通省がペルーに地下鉄耐震基準策定支援の調査団を派遣し、日本の耐震基準について説明するとともに、ペルーが地下鉄耐震基準を策定するための検討項目、課題等について情報収集している。左記国交省調査の結果に基づき、MTCは地下鉄耐震基準の素案を作成すべく、自己資金で、国際コンサルタントを調達している。他方でペルーにとっては初の地下鉄耐震基準の策定であるため、MTCから日本に対し、地下鉄耐震基準策定に向けた知識の習得や課題解決の支援が求められている。

本案件は、日本と同様に地震発生リスクの高いペルーにおいて初めてとなる地下鉄耐震基準の策定を支援し、以てリマ都市交通システムの安全な運営に資するもの。リマ首都圏では、前述のとおり都市交通2号線の建設が進んでおり、地下鉄耐震

基準の策定は急務であることから、実施する必要性が高い。

2. 本業務の概要

(1) 概要：MTC が調達する国際コンサルタントが実施する主要作業に関して、助言、日本の地下鉄耐震基準の知見の共有等を実施する。

(2) 対象地域：ペルー国リマ首都圏

(3) 実施機関：運輸通信省（Ministry of Transportation and Communication）

3. 業務の目的

本業務は、ペルーで初めてとなる地下鉄耐震基準の策定を支援するとともに、日本における地下鉄耐震基準と耐震に関する知見の共有を行うことで、以てリマ都市交通システムの安全性向上に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2017 年 7 月にペルー政府から提出された要請の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務手法及び業務項目

本企画競争説明書は、現地から入手した情報などを基に作成したものであるが、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な業務手法等を検討の上、プロポーザルにて提案が可能。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する業務項目についても、プロポーザルにて提案が可能。

(2) ペルー側での業務実施状況

上述のとおり、ペルー側は自己資金にて国際コンサルタントを傭上しており、スペインの DISEPRO 社が地下鉄耐震基準の素案作成に従事している。ペルー側では、検討の精度を着実に向上させるべく、レポートを 7 段階に分けて作成する計画である（ペルー側が作成する各レポートについて、以下、作成の段階に応じて「第●レポート」と呼称）。第 1 レポートから第 3 レポートは既に作成済みであり、国土交通省の調査によるレビュー作業が完了している。以下にペルー側作成の各レポート内容を示す。

回数	内容
第 1 レポート	耐震基準の最小コンテンツ
第 2 レポート	耐震基準の内容
第 3 レポート	耐震設計に必要な調査・試験法
第 4 レポート	設計地震動策定
第 5 レポート	耐震解析と耐震設計

第 6 レポート	耐震基準素案
第 7 レポート	耐震基準

なお、第 3 各レポートまでの内容詳細については、貸与資料を確認するとともに、第 4 レポート以降は契約後ペルー側に確認すること。

(3) レポートに対するレビューの確認プロセス

本業務の目的に留意しつつ、レポートに対するレビュー及び助言の過程で日本側関係者（JICA、国土交通省）と内容を十分確認・協議すること。

(4) 先行案件への尊重と配慮

2017 年及び 2019 年度に国土交通省が実施した調査の結果を活用し、過去の経緯や議論の内容を十分に理解した上で、業務を実施することとし、過去の業務との重複や乖離を避けるよう配慮すること。また、本業務はリマ首都圏における地下鉄建設計画との関連性が大きいことから、リマ首都圏で実施されている既往の地下鉄建設計画の進捗状況も考慮し、本業務計画に反映すること。

(5) Web 等のリモート技術の効率的活用

コロナ禍により渡航に制限が予想されることやペルーと日本の地理的距離等を勘案し、本業務の実施に際しては、Web 等を利用した遠隔会議を効率的に活用し、対面や渡航によらない方法での活動の促進を積極的に検討し、プロポーザルに盛り込むこと。

6. 業務の内容

(1) 第 4 レポートの情報整理及び助言とりまとめ

契約と同時に JICA もしくは MTC から受注者に対し、ペルー側で策定される第 4 レポートが共有される。受注者は、第 1 レポートから第 3 レポート時に日本側から行った助言について、国交省の報告書をもとに確認しつつ、左記助言に対するペルー側の第 4 レポート上での対応状況等の情報を整理した上で、第 4 レポートに対する助言内容を取りまとめる。特に助言とりまとめに際しては、日本の地下鉄耐震基準等の知見を十分踏まえて行うこと。

(2) 第 4 レポートに対するペルー側への助言（2020 年 11 月を想定）

上記の（1）の作業を基に、第 4 レポートに対して助言を行うとともに、第 5 レポート策定に向けた作業プロセスや整理事項を協議する。併せてペルー側と今後の作業計画（想定されるペルー側でのレポート提出の時期、受注者からの助言の時期等）のすり合わせを行うこと。加えて、これまで実施された国交省調査も踏まえつつ、日本の耐震基準に対する理解を促進するために追加的な講義や説明が必要な事項を MTC と確認したうえで、次回以降の協議時に説明や講義を行う。

なお、本業務に際しては、コロナ禍によりペルーへの渡航が困難な状況が予想されるため、オンラインでの実施を想定している。

(3) 第 5 レポートの情報整理及び助言とりまとめ

ペルー側で策定される第 5 レポートについて、2021 年 1 月頃に JICA もしくは MTC から受注者に共有される。受注者は、(2) で行った助言に対するペルー側の第 5 レポート上での対応状況等の情報を整理した上で、第 5 レポートに対する助言内容を取りまとめる。特に助言とりまとめに際しては、日本の地下鉄耐震基準等の知見を十分踏まえて行うこと。

(4) 地下鉄耐震基準の検証に関する検討

ペルー側で策定される地下鉄耐震構基準が机上の空論とならないよう、基準の最終化前に、ペルーでの地下鉄構造物の建設時における適用可否について検証を実施する必要がある。受注者は、ペルー側に日本での知見をもとに、基準の検証の重要性を提言すること、基準の検証方法等を例示すること。

(5) 第 5 レポートに対するペルー側への助言 (2021 年 2 月頃を想定)

上記の (3) (4) の作業を基に、第 5 レポートに対する助言を行うとともに第 6 レポート策定に向けた作業プロセスや整理事項及び地下鉄耐震基準の検証方法について協議する。本業務は現地に渡航して実施することを想定する。ペルー側では、広く関係者の意見を徴するために、受注者の渡航時期に合わせて地下鉄耐震基準に関し関係者間で協議するワークショップを開催する可能性がある。ワークショップが開催される場合には、参加の上で第 5 レポートに対する助言等を発表すること。

また、MTC 関係者に対して、第 5 レポートに対する受注者からの助言や日本の耐震基準等を促進するための講義を実施すること。

(6) 第 6 レポートの情報整理及び助言とりまとめ

ペルー側で策定される第 6 レポートについて、2021 年 4 月頃に JICA もしくは MTC から受注者に共有される。受注者は、(5) で行った助言に対するペルー側の第 6 レポート上での対応状況等の情報を整理した上で、第 6 レポートに対する助言内容を取りまとめる。特に助言とりまとめに際しては、日本の地下鉄耐震基準等の知見を十分踏まえて行うこと。

(7) 第 6 レポートに対するペルー側への助言 (2021 年 5 月頃を想定)

上記の (6) までの作業を基に、第 6 レポートに対する助言を行うとともに第 7 レポート (最終レポート) 策定に向けた作業プロセスや整理事項及び地下鉄耐震基準の検証方法について協議する。本業務は現地に渡航して実施することを想定する。ペルー側では、広く関係者の意見を徴するために、受注者の渡航時期に合わせて地下鉄耐震基準に関し関係者間で協議するワークショップを開催する可能性がある。ワークショップが開催される場合には、参加の上で第 6 レポートに対する助言等を発表すること。

また、MTC 関係者に対して、第 6 レポートに対する受注者からの助言や日本の地下鉄耐震基準等を促進するための講義を実施すること。

(8) 第 7 レポート（最終レポート）の情報整理及び助言とりまとめ

ペルー側で策定される第 7 レポート（最終レポート）について、2021 年 6 月頃に

JICA もしくは MTC から受注者に共有される。受注者は、これまで行った助言に対するペルー側の第 7 レポート（最終レポート）での対応状況等の情報を整理上で第 7 レポート（最終レポート）に対する助言内容を取りまとめる。特に助言とりまとめに際しては、日本の地下鉄耐震基準等の知見を十分踏まえて行うこと。

(9) 第 7 レポート（最終レポート）に対するペルー側への助言（2021 年 7 月頃を想定）

これまでの作業を基に、第 7 レポート（最終レポート）に対して助言を行う。ペルー側では、広く関係者の意見を徴するために、受注者の渡航時期に合わせて地下鉄耐震基準（案）を関係者間で協議するワークショップを開催する可能性がある。ワークショップが開催される場合には、参加の上でこれまでの検討内容を発表すること。本業務は現地渡航の上で実施することを想定している。

また、MTC 関係者に対して、これまでの受注者からの助言や日本の地下鉄耐震基準等を促進するための講義を実施すること。

(10) 最終ワークショップの実施支援（2021 年 9 月頃を想定）

ペルー側では、地下鉄耐震基準が完成したのち、成果を広く周知するためのワークショップをペルーにて実施予定。受注者は、ペルー側が実施するワークショップの実施を側面支援するとともに、これまでの助言内容等についての発表を行うこと。

(11) 業務実施報告書の作成業務全体を通じ、その結果を業務実施報告書として取り纏め、内容について JICA と協議の上で提出する。

7. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、現地業務結果は帰国後 10 営業日以内に提出することとし、(3) については 2021 年 10 月上旬までに提出することとする。

また、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書：和文、西文各 1 部
- (2) 各回現地業務結果概要：和文、西文各 1 部
- (3) 業務実施報告書：和文（製本版）、西文各 3 部及び電子データ(CD-R 等)4 枚

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画(案)

2020年9月下旬から業務を開始し、2021年10月下旬をもって業務を完了することとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途:

(全体) 5.03人月(うち現地 3.03人月、国内 2人月)

(2) 業務従事者の構成(案)

1) 業務主任者/耐震基準(2号)

2) 構造設計(2号)

3) 設計・解析

4) 性能照査・地盤・地震動

注) ペルー側は団員に地下鉄耐震基準に知見を有する学術機関・研究機関の者を含むことを望んでおり、可能な場合は配慮をすること。業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 現地業務行程(案)

(1) 第1回現地業務

1) 団員構成: 業務主任者、構造設計、設計・解析

2) 業務行程: 約7日間

3) 目的: 第4回、第5回のレポートに対してレビューを実施し、相手国関係機関等とのワークショップに参加し、MTCが策定する地下鉄耐震基準に日本の基準を導入するための助言等を行い、現地業務に関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第2回現地業務

1) 団員構成: 業務主任者、構造設計、性能照査・地盤・地震動

2) 業務行程: 約7日間

3) 目的: 第6回のレポートに対してレビューを実施し、相手国関係機関等とのワークショップに参加し、MTCが策定する地下鉄耐震基準に日本の基準を導入するための助言等を行い、現地業務に関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 第 3 回現地業務

- 1) 団員構成：業務主任者、構造設計、設計・解析
- 2) 業務行程：約 7 日間
- 3) 目的：第 7 回(最終)のレポートに対してレビューを実施し、相手国関係機関等とのワークショップに参加し、MTC が策定する地下鉄耐震構造基準に日本の基準を導入するための助言等を行い、現地業務に関する協議議事録を取りまとめる。

(4) 第 4 回現地業務

- 1) 団員構成：業務主任者、構造設計、設計・解析、性能照査・地盤・地震動
- 2) 業務行程：約 7 日間
- 3) 目的：これまでのワークショップ及びレビューに基づき、相手国関係機関等とのワークショップに参加し、MTC が策定する地下鉄耐震基準に日本の基準を導入するための助言等を行い、現地業務に関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託本業務は現地再委託を想定していない。

受注者が現地再委託を提案する項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら業務については別見積もりとする。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017 年 4 月) に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ペルー国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO 等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. その他の留意事項

(1) 業務用機材の調達

本業務は機材の調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めることが可能。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(2) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（３）安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所、在ペルー日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（４）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（５）業務主任者の語学力に関して

業務主任者については、西語ができることが望ましいため、語学認定証（写）、または西語圏大学・大学院留学証明書（写）を有する場合は添付すること。

（６）通訳の備上

現地渡航に際しては通訳の備上を認める。必要経費は本見積りに計上すること。

（７）翻訳費用の計上

ペルー側にて作成するレポート（西語）の翻訳費用として、定額 80 万円を見積もりに計上すること。

（８）ワークショップの実施に関して 本指示書中に記載のあるワークショップは、ペルー側が主催することを想定しているため、受注者は見積もりに会場費などのワークショップ開催費を含めなくてよい。

（９）貸与資料

以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループにて貸与可能である。希望する場合は、imgtr@jica.go.jp 宛に案件名を明記の上、連絡すること。

- ・プロジェクト要請書

- ・平成29年度 リマメトロにおける地震対策防災に係る調査 報告書
（平成30年3月、国土交通省 鉄道局）
- ・ペルーリマメトロにおける地下鉄構造物の耐震基準の策定に係る調査報告書
（令和2年3月、国土交通省 鉄道局）【注：第1レポートから第
3レポート自体は、ペルー側資料（非公開）であるため、貸与できないが、レポ
ートの内容については国土交通省資料にて確認可能。】

以 上